

◎新潟県選挙管理委員会告示第30号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、新潟県選挙管理委員会から、次のとおり指定の取消しがあった旨の報告があった。

令和元年7月26日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

指定を取り消した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積（㎡）	指定取消年月日
北部総合コミュニティセンター	新潟市中央区附船町 1丁目4385番地1	小ホール	130.00	令和元年7月1日
		大ホール	130.00	
		柔道場	120.00	